10　株式交換完全親会社等が第一項の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第二項第二号	当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を退任
第九条第二項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数	当該認定に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数
第九条第二項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと
第九条第二項第二十一号	当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等の代表者
第九条第十項	当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任	当該第一種特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者を退任
	当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者となった	当該第一種特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者となった

4　株式交換完全親会社等が第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第二項第二号	当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任	当該特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を退任
第九条第二項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数	当該認定に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数
第九条第二項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該特別贈与認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと
第九条第二項第二十一号	当該特別贈与認定中小企業者の代表者	当該特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等の代表者
第九条第四項	当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任	当該特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者を退任
	当該特別贈与認定中小企業者の代表者となった	当該特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者となった